

消 防 計 画

第1条(目的)

児童福祉施設最低基準に基づき、非常災害時における児童を安全な場所に誘導、避難させて、その生命身体を保護すると共に初期防災に完璧を期する。

なお、必要に応じ、細部にわたる事項は防災本部長の指示による。

- (1) 防火対象物名 指定多機能型事業所くるみ園
 (児童発達支援センターくるみ園 くるみ園保育所等訪問事業
 放課後等デイサービスみらい 児童発達支援事業 あんよ)
 事業所内保育所きらきらキッズ
- (2) 防火対象物の用途 社会福祉施設
- (3) 防火管理者名 白石 光

第2条(消防計画の適用範囲)

この消防計画は、指定多機能型事業所くるみ園、事業所内保育所きらきらキッズに勤務し出入りするすべての者に適用する。

第3条(運営の概要)

- (1) 児童を安全に避難させて、その安全を図る。(別紙1 自衛消防組織の編成と任務)
- (2) 重要物品、書類は「非常持ち出し」と朱書明示する。
- (3) 職員は、防災設備器具の位置・使用法を確認する。
- (4) 火元責任者は、用具の点検を行い、遺漏なきを期する。(別紙2)
- (5) 消火器具、水道栓、防火用水の位置図を作る。(別紙2)
- (6) 職員の非常招集連絡表、別表を作る。(別紙3)
- (7) 予防管理組織編成表、別表を作る。(別紙5)
- (8) 年 12 回避難訓練を行う。
- (9) 夜間は無人となる為、防火管理者が退勤時に火気取扱い場所の点検を実施する。

第4条(防火管理者の権限及び業務範囲)

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施(別紙4)
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は、取り扱いに関する指揮監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 園児の安全・確認・確保
- (8) 管理権限者に対する助言および報告、その他防火管理上必要な業務

第5条(消防機関への報告、連絡)

防火管理者は次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建築物及び諸施設物の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告

点検結果を維持台帳に記録し、年2回、4月と10月の点検結果を消防機関へ報告する。

点検委託業者は、次のとおりとする。

委託先 上田消防設備設株式会社

第6条(火元責任者の業務)

火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置
- (4) 防火担当責任者の補佐

第7条(火気等の使用制限)

防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (2) 工事中の火気使用の制限及び立会
- (3) 火災警報発令中等の火気使用禁止又は制限

第8条(火気使用の遵守事項)

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 避難の妨害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
- (2) 火気使用設備器具を使用するときは使用前に必ず器具の点検を行なうとともに可燃物の周囲では使用しないこと。
- (3) 火気使用設備器具の使用後は、必ず点検し安全を確認すること。

第9条(施設に対する遵守事項)

避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設

- (1) 避難の妨害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
- (2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に施錠し開放できるものとし、開放した場合廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。

第10条(自衛消防隊の設置)

指定多機能型事業所くるみ園、きらきらキッズの自衛消防組織として権限者を自衛消防隊長とし、次のことより自衛消防隊を設置して、編成表は(別紙 1)のとおり指定する。

第11条(自衛消防隊長等の権限及び任務)

- (1) 隊長は、自衛消防隊が活動を行なう場合、指揮、命令を行なうとともに消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努めなければならない。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行するものとする。
- (3) 災害発生時においては、収集した情報を消防機関へ報告する。

第12条(夜間、休日における活動体制)

火災が発生した場合は、消防機関へ通報するとともに非常連絡網(別紙 3)により関係機関者への連絡を行う。

第13条(震災予防措置)

防火管理者及び火元責任者は、地震による災害の発生を予防するため、日頃から建物及び各種施設器具の点検、検査を行うものとする。

第14条(地震時の活動)

地震時の活動は、次の事項について行うものとする。

- (1) 防火管理者及び火元責任者による火気使用設備器具等の使用停止を行う。
- (2) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (3) 館内放送設備及び電話等の試験を行う。

第15条(不審者対策要領)

- (1) 危険箇所、遊具等を毎月1回総点検日として巡回点検を行い、早期に異常を発見の上、補修等に徹すること。
- (2) 交通安全に関する事項は、特に意を用い道路交通法に示すルールを遵守して交通教育に徹すると共に、訓練を行うこと。
- (3) 非常通報装置を設置し、不審者等が進入した際などの場面で、所轄の警察署に通報する。
非常通報装置の確認、定期的な点検を行う事。また、警察署の立会のもとで、不審者に対する対応の仕方を学ぶ訓練を年1回行うこと。

第16条(訓練計画)

災害避難訓練及び不審者対策訓練年間計画は次のとおりとする。

年間訓練計画

月	種類	出火場所および内容	訓練種別	備考
4	火災	くるみ園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
5	地震火災	地震後みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救出訓練 救命救急講座	
6	火災	くるみ園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救命救急講座	
6	水害	権現川氾濫	避難訓練	
7	地震火災	地震後みらい園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救出訓練	みらい参加
7	不審者 対策	くるみ園正面からの不審者侵入	園児避難誘導及び侵入 者の追放訓練	
8	火災	みらい・きらきらキッズ職員室から 出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	きらきらキッズ 午睡前時間
9	地震火災	地震後くるみ園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救出訓練	
10	火災	みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
11	地震火災	地震後くるみ調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救出訓練 福角会総合防災訓練	法人 総合防災訓練
11	火災	みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	きらきらキッズ 合同保育時間
12	火災	くるみ園調理室	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	福角保育園 合同 消防署立会
1 初旬	地震火災	地震後みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救出訓練	みらい参加
2	火災	くるみ園職員室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
3	地震火災	地震後くるみ園調理室・みらい調 理室から同時出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救出訓練	※総合防災訓 練予備日※

※11月の総合防災訓練が雨天中止の場合は3月に実施

第17条(防災教育)

防火管理者は主として次の防災教育を行う

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防における遵守事項の周知徹底
- (3) 防災管理に対する各職員の任務・責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項
- (5) その他、火災予防上必要な事項

第18条 防火管理業務の委任状況

防火管理上必要な業務の一部を当対象物の関係者以外の者に委託している場合は、防火管理業務委託状況報告書を添付する。

防火隊長管理者	副隊長防火管理者			通報訓練
				避難誘導
				【くるみ園】
				①全園児統率 ②人員点呼 ③残児有無点検 ④園児誘導
				【みらい】
				①全園児統率 ②人員点呼 ③残児有無点検 ④園児誘導
				【きらきらキッズ】
				①全園児統率 ②人員点呼 ③残児有無点検 ④園児誘導
				【あんよ】
				①全園児統率 ②人員点呼 ③残児有無点検 ④園児誘導
				消火
				【くるみ園】
				【みらい・きらきらキッズ】
				【あんよ】
				非常持ち出し
				【くるみ園】
				【みらい・きらきらキッズ】
				【あんよ】
				地域連絡調整
				【みらい】
				救護
				【くるみ園】
				【みらい・きらきらキッズ】
				【あんよ】

(1)災害発生時には、公設消防隊へ正確な情報を提供すると共に公設消防隊の活動の支障にならないようにすること。

別紙2 消火用具・消防設備・非常通報装置配置図

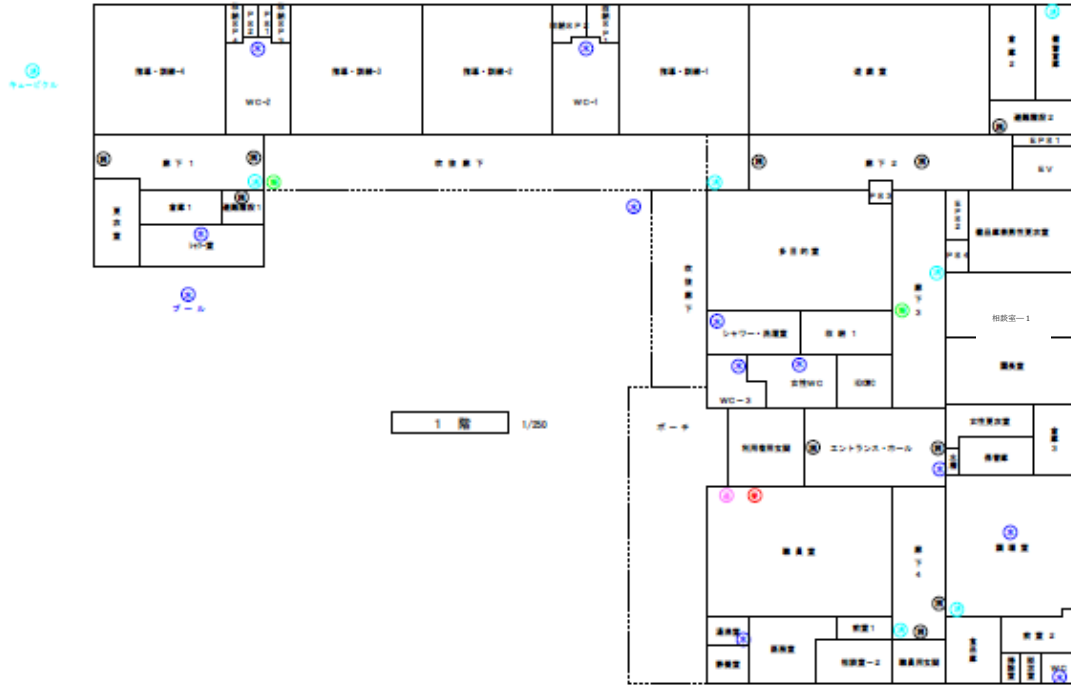
<1階>

○消火用具・消防設備配置図

○非常通報装置配置図

○火元責任者について

社会福祉法人 福角会
多機能型事業所 くるみ園



<2階>

○消火用具・消防設備配置図

○非常通報装置配置図

○火元責任者について

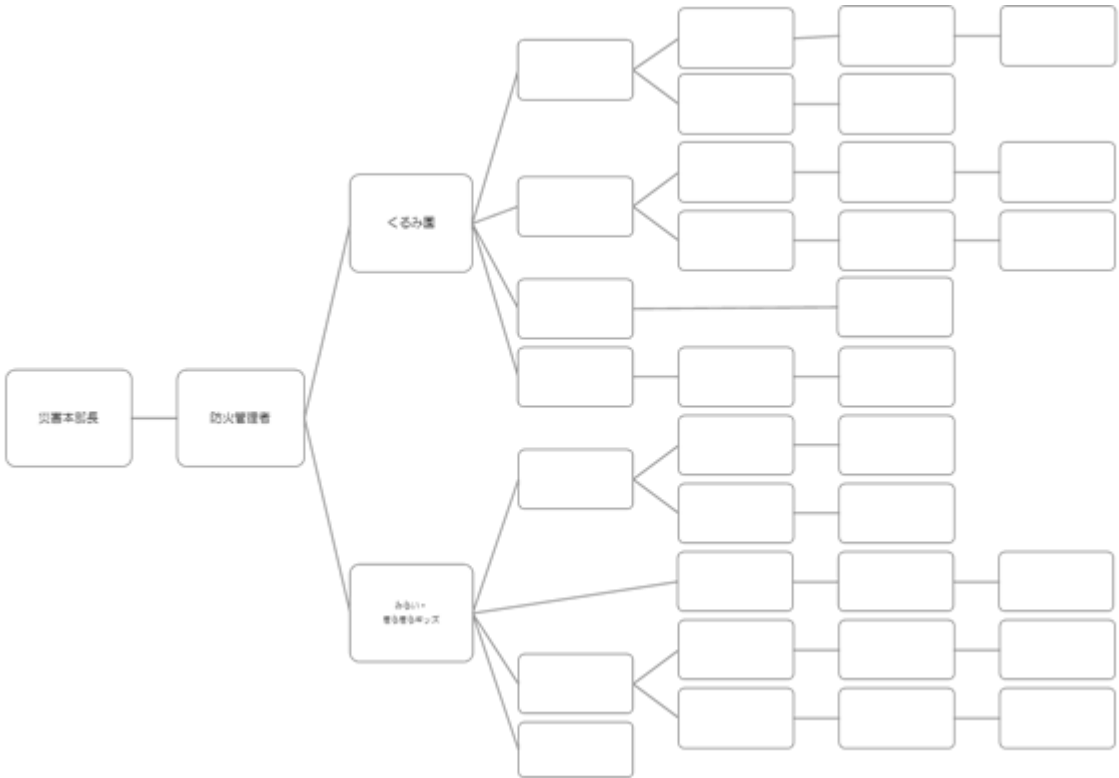
放課後等デイサービス みらい
児童発達支援事業 あんよ
きらきらキッズ



予防管理組織表および防火担当責任者予防管理組織

統括責任者			
防火管理者			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏名	担当区域	氏名
1階 くるみ園		職員室	
		相談室－1	
		相談室－2	
		園長室	
		医務室・静養室	
		WC－1・2・3、女性 WC、HDCWC	
		備品庫兼男性更衣室	
		指導・訓練 1	
		指導・訓練 2	
		指導・訓練 3	
		指導・訓練 4	
		遊戯室	
		備蓄倉庫	
		多目的室	
		キュービクル	
		プール	
		調理室・食品庫・保管庫	
		前室 1、2・倉庫 1～3	
		廊下	
2階 くるみ園 あんよ		書庫	
		おもちゃライブラリー	
		個別指導室	
2階 みらい・ きらきらキッズ		スタッフルーム	
		女性更衣室	
		男性更衣室	
		備品庫	
		男性 WC、女性 WC、HDCWC、 WC－4	
		調理室	
		放課後	
		保育室	
		乳児室	
		廊下	

別紙 3 職員非常時連絡網

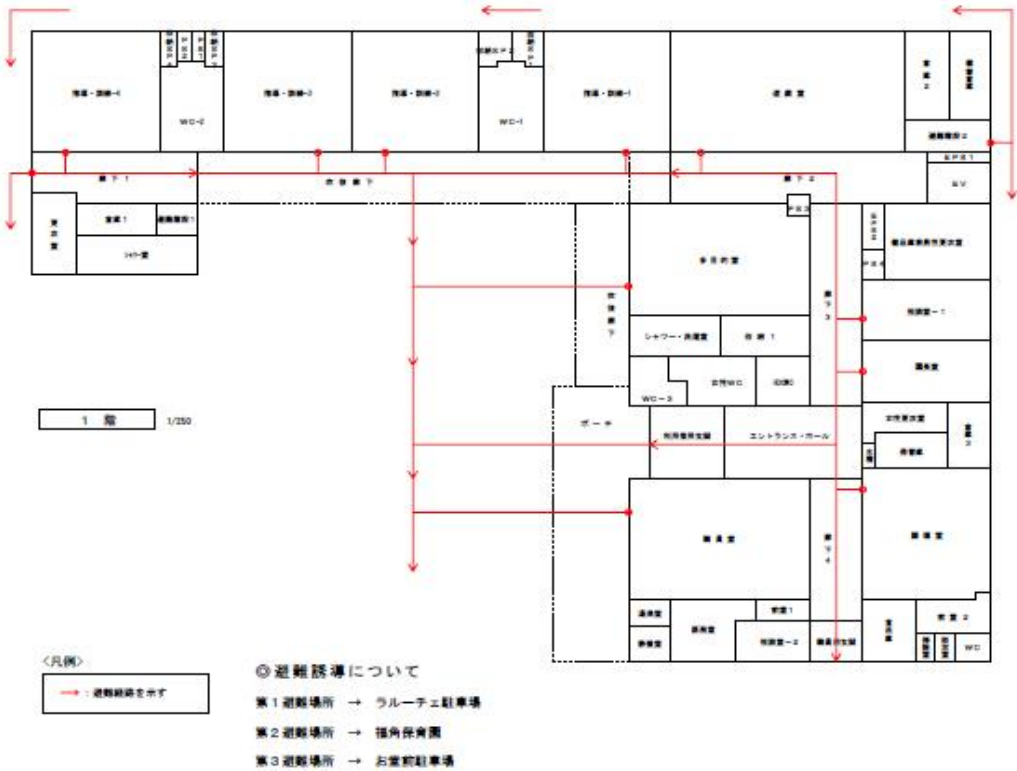


- 休日及び夜間、職員の非常招集の必要な場合はこの連絡表により非常招集をおこなう。
1. 職員は非常招集を受けた時は、最も早い方法により登園をする。
 2. 登園後は直ちに本部長の指示を受けて防災に従事すること。
 3. 大規模災害時に電話等が使えない際は、B I Zシステムの掲示版を用いる。連絡がとれない際はB I Zシステムの掲示版をもとに、各自が事業所に参集を行うこと。

別紙4 事業所内の避難経路（火災・地震）

○避難訓練 <出火場所と避難誘導場所>

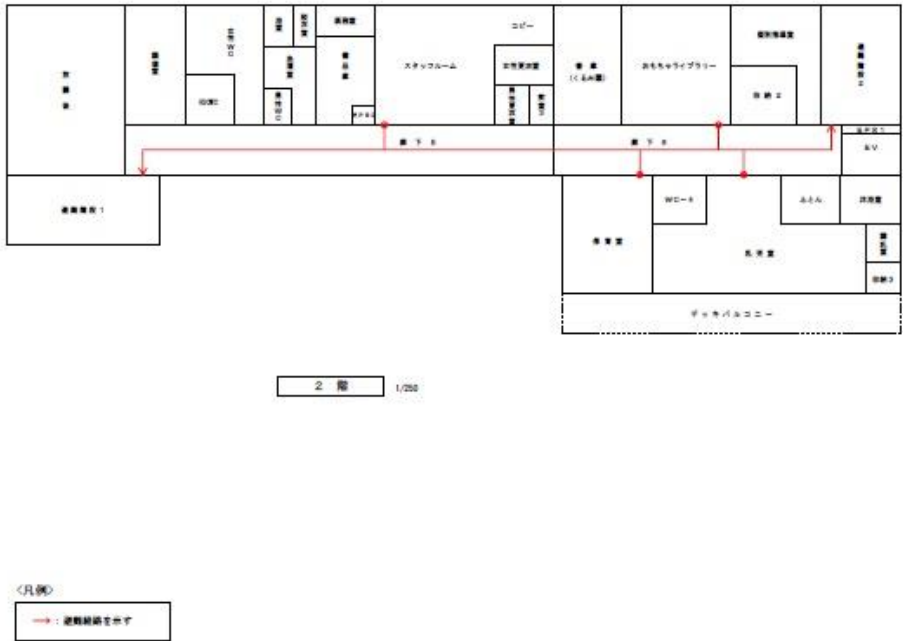
社会福祉法人 福角会
多機能型事業所 くるみ園



・火災時、消防車両が路次進入してくる為、第1避難場所にて点呼後は、第2・3避難場所へと移動する。
・火災状況によっては第4避難場所を想定し、福角会各事業所の協力を仰ぎながら、松山福祉園までの避難も想定する。

○避難訓練 <出火場所と避難誘導場所>

放課後等デイサービス みらい
児童発達支援事業 あんよ
きらきらキッズ



予防管理組織編成

別紙5 防火管理者任務分担表

防火管理者	白石 光
階数	火元責任者
1	江戸 卓郎
2	寺町 昌二

- (1) 火元責任者は、点検の結果を防火管理者に報告するものとする。
(2) 火元責任者は、不備な点について改修するとともに防火管理者へ報告するものとする。

別紙6 事業所での備蓄品及び保管品（くるみ園・みらい・きらきらキッズ・あんよ）

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
児童発達支援センターくるみ園 備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水（1ℓ）	2 4 0 ℓ	2 階書庫
非常食食料（レトルトパック）主食（ごはん・白粥等）	4 3 5 食	
非常用食料（レトルトパック、缶詰等）（ハンバーグ・カレー等）	7 1 6 食	
ビスコ・ミルクスティック等	1 5 0 箱	
取っ手付きポリ袋	2 2 0 枚	
軍手	9 6 組	
トラックロープ（太さ9mm×長さ30m）	2 本	
ブルーシート（5.4m×7.2m）	4 枚	
サランラップ	5 本	
チャッカマン	2 本	
乾電池（単1）	1 2 本	
乾電池（単3）	1 2 本	
プラスチック手袋	2 0 0 0 枚	
使い捨てエプロン	9 0 枚	
ピューラックス（1.8ℓ）	6 本	
箱ティッシュ	2 5 箱	
新聞紙	6 5 0 日分	
布マスク	1 2 5 枚	
不織布マスク	1 2 0 枚	
小型懐中電灯	2 本	
非常用給水袋（3ℓ）	1 個	各クラス
救急セット（各クラス管理）	4 個	
防災頭巾（各クラス管理）	4 0 個	
救急セット（薬品庫管理）	1 個	静養室

あんよ 備 蓄 品 目		数 量	備 蓄 場 所
非常用食料（白米）		2 0 0食	2階書庫
非常用食料（パン）		7 2食	2階書庫
非常用食料（レトルトパック、缶詰等）		2 4 4食	
クッキー		9 6箱	
保存水（500 mℓ）		2 4 0本	
みらい・きらきらキッズ 備 蓄 品 目		数 量	備 蓄 場 所
飲料水（1人1日あたり 2ℓ）※3 日分	みらい分	9 6ℓ	みらい調理室
非常用食料（缶詰、主食等） ※3 日分		2 5 6食	
飲料水（1人1日あたり 2ℓ）※5 日分	きらきらキッズ分	1 5 6ℓ	
非常用食料（缶詰、主食等） ※5 日分		3 8 8食	
ポケットラジオ		1 台	スタッフルーム 非常持出袋
電池 単4（ラジオ用）		4本	
蓄電式LED ライト		2本	
救急セット		1セット	
救急処理用止血パッド		1 枚	
軍手（子ども用サイズ）		1 0双	
緊急対策用トイレ		1 袋	
サージカルマスク（子ども用）		5 0枚	
レスキューシート		1 0枚	
おしり拭き		1 袋	
レジャーシート		1 袋	
緊急用ホイッスル		2 個	スタッフルーム
救急セット		1 箱	
懐中電灯		1 個	
防災頭巾		2 0個	
救急セット		1 個	きらきらキッズ 保育室

※備蓄食等に関しては令和 3 年度までに 3 日分、令和 7 年度までに 5 日分を揃える。

別紙 7 緊急連絡一覧表

機関名	連絡先	機関名	連絡先
城北消防署	089-979-5081	上田消防建設株式会社	089-924-3822
松山西警察署	089-952-0110	愛媛総合警備保障	089-971-2010
堀江駐在所	089-978-0350	福角保育園	089-978-3258
堀江病院	089-978-0783	松山福祉園	089-979-3528
福角病院	089-979-5561	いつきの里	089-979-4566
救急案内	089-925-4665	くるみ園	089-979-5026
四国電力	089-941-6111	堀江保育園	089-978-0356
N T T 西日本	116 (携帯の場合 0800-2000-116)	地域生活者支援室	089-978-7778